

本サイトは建築基準法上の道路等の種別を表示します。
あくまでも参考図であり、利用者の責任と判断でご利用ください。

建築基準法道路等種別表

凡例	条文	道路の種類	幅員
	法第 42 条 第 1 項第 1 号	道路法による道路 (国道、府道、市道)	4.0m以上
	法第 42 条 第 1 項第 2 号	都市計画法、土地区画整理法又は都市再開発法等による 道路(開発道路)	4.0m以上
	右記参照	道路法上の幅員が4m以上ある部分は「法第 42 条第 1 項第1号」、4m未満の部分は「法第 42 条第 1 第 2 号(た だし復元必要)	4.0m以上
 (破線)	法第 42 条 第 1 項第 3 号	建築基準法施行の際すでに存在した幅員4m以上の道 (既存道路)	4.0m以上
 (破線)	法第 42 条 第 1 項第 4 号	都市計画法、土地区画整理法又は都市再開発法等で 2 年以内に事業が行われる予定のものとして特定行政庁 が指定したもの(事業予定道路)	4.0m以上
	法第 42 条 第 1 項第 5 号	建築基準法施行令で定める基準に適合する道を築造し、 特定行政庁から位置の指定を受けたもの (位置指定道路)	4.0m以上
	右記参照	道路法上の幅員が4m以上ある部分は「法第 42 条第 1 項第1号」、4m未満の部分は「法第 42 条第 1 第 5 号(た だし復元必要)	
	法第 42 条 第 1 項第 5 号 (廃止)	廃止された位置指定道路	
	法第 42 条第 2 項	法施行の際すでに建物が立ち並んでいた幅員4m未満の 道で特定行政庁が指定したもの(みなし道路)	4.0m未満
	法第 42 条 第 2 項 (廃止)	廃止されたみなし道路	

※基準法上の道路ではない

	建築基準法上の道路に該当せず (調査により建築基準法上の道路の要件を満たさないことを確認したもの)		
	法第 43 条第 2 項	建築基準法第 43 条第2項第 1 号の認定、同法第 43 条 第2項第 2 号の許可に関し、特定行政庁が国の運用指針 に従い定型化された許可基準を定めた場合に、当該基準 に該当する通路等 (法改正前のいわゆる法第 43 条ただし書き 協定通路 等)	—

※()かっこ書きについては通称名です

※法第42条第1項第1道路及び法第42条第1項第2号については、対象となる道路であっても表示していない場合があります。

※市道については、きてみてひらかたマップ「道路情報」にて確認ができます。また、市道の幅員については、きてみてひらかたマップ「道路台帳」に情報が載っています。「道路情報」「道路台帳」の情報については、土木部みち・みどり室道路公園管理課(道路担当)へお問い合わせください。